

国際日本文化研究センター上廣国際日本学研究部門設置要項

令和5（2023）年12月21日 所長裁定
令和8（2026）年 8月 6日 最終改正

（設置）

第1条 この要項は、国際日本文化研究センター国際研究企画室設置要項第8条に基づき、国際研究企画室の下に置く上廣国際日本学研究部門（以下「寄附研究部門」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 海外の日本研究機関からの要請に応じ、次世代を担う海外の日本研究者の育成と支援を行いながら、日本内外の日本研究の国際化を推進することを目的とする。

（業務等）

第3条 寄附研究部門は、次の各号に掲げる業務等を行う。

- （1）国際日本研究のあり方を考える共同研究の実施に関する事。
- （2）海外の日本研究の実態調査に関する事。
- （3）海外機関への講師派遣に関する事。
- （4）コンソーシアム会員機関（国内・海外）所属大学院生の相互派遣に関する事。
- （5）海外の若手日本研究者を育成するための教材制作に関する事。

（組織）

第4条 寄附研究部門に人間文化研究機構寄附研究部門規程第8条に規定する職員及び国際研究企画室長が指名する研究教育職員を置く。

2 前項のほか、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

3 寄附研究部門に部門長及び副部門長を置き、第1項に掲げる者の中から、国際研究企画室長が指名する者を充てる。

- （1）部門長は、寄附研究部門を総括する。
- （2）副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- （3）部門長及び副部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- （4）部門長及び副部門長が欠員となった場合の後任の任期は、前任の残任期間とする。

（庶務）

第5条 寄附研究部門の庶務は、国際研究推進部研究協力課が各課の協力を得て行う。

（その他）

第6条 この設置要項に定めるもののほか、寄附研究部門の運営に関して必要な事項は国際研究企画室長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

2 この要項の施行後最初に指名された部門長及び副部門長の任期は、第4条第3項第3号の規定に関わらず、令和8（2026）年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和8（2026）年8月6日から施行する。